

デイサービスセンターほのぼの園

第一号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京福会が開設するデイサービスセンターほのぼの第一号通所事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態にある高齢者に対して、適正なサービス提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、要支援状態の心身の状況を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練などの介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び、所在地は次のとおりとする。

名 称 デイサービスセンターほのぼの園

所在地 栃木県大田原市湯津上 5-989

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、従事者の管理及び指定通所介護の利用の申込みについての調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(3)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況をふまえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の食事のメニューの作成及び低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対して栄養改善を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日とする。(ただし1月1日から1月3日までは休日とする)

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時05分までとする。

(通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 利用定員は、30名とする。(ただし指定通所介護の利用者を含む)

(通所介護相当サービスの内容及びその他の費用の額)

第7条 通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 生活相談

(2) 排泄サービス

(3) 送迎サービス

(4) 入浴サービス

(5) 運動器機能向上

(6) 口腔機能向上

(7) 科学的介護推進体制加算

2 通所介護相当サービスの利用料は、大田原市長が定める規則によるものとし、当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときはその利用者の負担割合の額とする(1割~3割)。

3 その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 食費は、1食あたり630円（昼食及びおやつ代を含む）
- (2) おむつ代は1枚あたり100円、パット代は1枚あたり20円とする。ただし、標準的な仕様以外のものを提供した場合は、別に定める額を徴収する。
- (3) その他、通所介護相当サービスより提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であり、その利用者に負担させることが適當と認められる費用は、その実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常のサービス提供地域は、大田原市西部地区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所は、利用者が通所介護相当サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- (1) 事業所内で飲酒しないこと。
- (2) 多額の現金、貴重品、危険物は持ち込まないこと。
- (3) 利用中は、当事業所の規則を厳守するとともに、もし他の利用者やその家族に対して危害を加えたり迷惑を及ぼすことがあつたりした場合は、利用を中止していただく場合がある。

(緊急時等における対処方法)

第10条 従事者は、通所介護相当サービスなどを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防計画を作成させるとともに、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

- (2)継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京福会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

3 この規程の改廃は理事会において定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。